

令和4年度転換分  
介護サービス施設等整備事業者  
〔特定施設入居者生活介護（住宅型有料老人ホーム  
又はサービス付き高齢者向け住宅からの転換）

募 集 要 項

令和3年7月

山形市福祉推進部長寿支援課

## 1 趣旨

山形市では、第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）に基づき、在宅での介護が困難となっても、良質な介護サービスを利用しながら安心して住み慣れた地域で生活できるよう、介護サービスの整備に取り組むこととしており、施設整備を希望する方の機会均等を図り、円滑かつ公平に事業者を指定するため、公募により施設整備事業者を募集するものです。

## 2 募集する介護サービスの種類及び整備数

介護サービスの種類	整備区分	整備数 (募集事業者数)
(介護予防) 特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護 ※介護専用型の場合、介護予防の指定は必要ありません。	転換	170床程度

※整備区分の考え方は次のとおりです。

整備区分	考え方
転換	既存の住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅からの転換であること。

※整備事業者は特に定めていません。

※新たに整備するものは応募対象外とします。

※入居者の条件は、混合型又は介護専用型のどちらでも応募可能です。

※サービス提供形態は、一般型のみ応募可能とします。

※地域密着型特定施設入居者生活介護の場合、サテライト型でも応募可能です。

## 3 整備対象地域

整備対象地域は、山形市全域とします。

## 4 応募事業者の資格要件

応募事業者は、以下の資格要件を満たすことが必要となります。

- (1) 当該事業を運営する法人であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項で定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 令和4年度中（令和5年3月31日まで）に事業指定を受け、事業を開始できること。

## 5 応募に当たっての要求仕様

応募の内容は、次の要求仕様による基準を満たすことが必要となります。

### (1) 基準条例等

- ①山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年12月21日 山形市条例第57号）
- ②山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成30年12月21日 山形市条例第58号）  
※介護専用型の場合は該当しません。
- ③山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月19日 山形市条例第3号）
- ④山形市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月19日 山形市条例第4号）

※山形市の条例は、山形市の公式ホームページで確認できます。

山形市役所ホームページ <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

トップページの「山形市のご案内」－「山形市例規集」－「目次検索」－「第10編厚生 第2章介護保険」

- ⑤その他の指定居宅サービス事業所等を併設する場合は、それぞれの指定基準等を満たす必要があります。応募書類の提出前において、各サービス等の指定・認可を担当する行政庁の担当部署と慎重に協議するとともに、他法令等でも問題がないことを十分に確認のうえ計画してください。

また、「山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）における介護サービスの整備・管理」を確認のうえ計画してください。

- ⑥応募は、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅全体とします。一部の応募は対象外とします。

### (2) 経験年数

令和3年4月1日現在で、住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の運営期間が1年を経過していること。

### (3) 応募床数

1事業者当たりの応募床数は、建物内全体とします。建物の一部の応募は認めません。

### (4) 応募単位

応募の単位は、定員数とします。

### (5) 事業開始年度

事業開始年度は、令和4年度とします。

## 6 補助制度について

補助制度はありません。

## 7 応募の手続等

### (1) 募集要項の配布

配布期間	令和3年7月16日(金)～9月22日(水)まで
配布方法	山形市ホームページ <a href="http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp">http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp</a> からダウンロードしてください。

### (2) 応募者説明会

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、説明会は開催しません。  
ご不明な点は、次の(3)により、質問を受け付けます。

### (3) 質問及び回答

受付期間	令和3年7月16日(金)～9月3日(金)まで
送信先	山形市長寿支援課
質問方法	質問の内容を簡潔にまとめて、Eメールにより提出してください。 受信確認後、受取確認のEメールをいたします。(電話・郵送・持参等による質問は受け付けません。)
回答	Eメールにより行います。 (電話や口頭での回答など個別的対応は行いません。) なお、質問があった事項については、Q&Aとして、山形市ホームページ <a href="http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp">http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp</a> にも掲載します。

### (4) 応募書類の提出

受付期間	令和3年7月19日(月)～9月22日(水)まで (ただし、土日祝日は除きます。)
受付時間	午前9時～午後5時まで
提出先	山形市長寿支援課に持参して提出してください。ただし、県外からの応募の場合、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、郵送による提出を認めることとし、受付期間最終日の消印を有効とします。 なお、書類の不足・不備等がある場合は受理しない場合がありますので、早めの提出をお願いします。
提出書類	別添「提出書類一覧表」のとおり (正本及び副本(コピー可)各1部、計2部を提出してください。 また、応募者においても控えを保管してください。) 提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。ファイルに綴じたり、インデックスを付ける必要はありません。 各書類は、証明書等規定のものを除き、原則A4版とし、A3版図面等はA4サイズに折って提出してください。 なお、契約書や証明書等正本に原本の写しを提出する場合は、申請者名で原本証明をしてください。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ありません。 令和 年 月 日 〇〇〇〇〇〇〇〇※法人名 理事長 〇 〇 〇 〇 ㊟
---

## 8 応募に当たっての留意点

### (1) 複数応募の禁止

1 事業者の応募は1件とします。

### (2) 要求仕様等を満たしていない場合

応募者が提出した事業計画が要求仕様等を満たしていない場合は、応募を無効とします。

### (3) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。

### (4) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

### (5) 応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

### (6) 応募書類の取扱い

応募書類等は理由の如何を問わず返却しません。

### (7) 事業計画変更の禁止

応募期間終了後は、事業者の都合による計画の変更は一切認めません。ただし、山形市が必要と判断した場合には、書類の追加、補正を求める場合があります。

### (8) 接触の禁止

山形市関係職員並びに本件関係者に対して、直接、間接を問わず、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

### (9) 選定後の取扱い

①事業計画の内容を審査するため、選定後においても、事業計画の変更は認めません。変更が発覚した場合は、選定を取り消します。ただし、やむを得ない理由がある場合を除きます。

②選定後に事業譲渡等があった場合は、選定を取り消します。

## 9 日程

応募書類提出後のスケジュール（予定）は次のとおりです。

令和3年9月22日（水）	応募書類の提出期限
～令和3年10月中旬	応募書類確認
令和3年11月上旬	第1回審査委員会
令和3年11月中旬	第2回審査委員会
令和3年11月下旬	第3回審査委員会 ※他の公募と合わせて審査します。
令和3年12月	事業者の決定

## 10 事業の審査等

### (1) 審査方法

「設置主体の評価」、「事業計画の評価」により審査します。

応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての事業計画が本事業の目的を達成できないと判断した場合は、事業予定者の決定を行わない場合があります。

### (2) 審査結果及び選定の結果通知等

審査結果は、山形市ホームページ <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp> で公表します。なお、事業者名は、選定された事業者以外は伏せて公表します。

選定の結果は、令和3年12月（予定）に応募事業者全てに文書にて通知します。

## 11 問い合わせ先

山形市福祉推進部長寿支援課計画推進係（山形市庁舎2階27番窓口）

住所 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話 023-641-1212（内線653）

FAX 023-624-8398

メールアドレス [choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp)